

平成 26 年 1 月 31 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、会員に対する要請の実施要件の見直しに伴う審査規程の一部改正を行います。

概要は次のとおりです。

「会員に対する要請の実施要件の見直しに伴う審査規程の一部改正について」(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 26 年 3 月 1 日（土）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 26 年 3 月 1 日（土）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 26 年 3 月 1 日（土）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

会員に対する要請の実施要件の見直しに伴う審査規程の一部改正について

平成26年1月31日
証券会員制法人 札幌証券取引所

I 趣旨

本所は、会員の審査の結果、法令等違反が発生することとなるおそれがあると認める場合には、当該会員に対して所要の措置を講ずるよう要請することとしていますが、法令等違反が発生することとなるおそれがあるとは認められないものの、業務又は財産の状況が適当でない認められる場合についても、当該状況の改善を促すことを目的として、当該会員に対し、要請を行うこととするよう、要請の実施要件を見直すこととします。

II 概要

項目	内容	備考
○ 会員に対する要請の実施要件の見直し	• 本所は、審査の結果、法令等に違反する行為が発生することとなるおそれのある場合に所要の措置を講ずるよう会員に要請することとしていますが、会員の業務又は財産の状況が、本所の目的及び組織にかんがみて適当でない又は適当でないこととなるおそれがある場合には、法令等に違反することとなるおそれの有無にかかわらず、審査規程に基づく要請を行うこととします。	• 定款第59条の2第1項に規定する勧告の実施要件と平仄を合わせるよう改正します。

III 実施時期（予定）

平成26年4月1日から施行します。

以上